

令和5年度から事業の内容が変わりました

# 高齢者等外出支援サービス 利用助成事業

在宅の高齢者や重度身体障がい者の外出を支援する高齢者等外出支援サービスは、令和4年度までは、市が所有する車両を使用して送迎を行っていましたが、令和5年度からは、民間のタクシーを利用した際に、利用券によるタクシー料金の助成へ事業の内容が変わりました。

## 対象者

- 市内に住所があり在宅で、車いす、リクライニング車いす、ストレッチャーを利用しなければ外出が困難で、次のいずれかに該当する人
- 寝たきりの状態にある65歳以上の上の人
- 身体障害者手帳1級、2級または3級の認定があり、下肢不自由に関する身体障がい者の認定を受けている40歳以上の

## 利用券

- 利用決定月に応じた枚数の利用券を交付します(最大96枚)。
- 利用券1枚につき1,000円を助成します。利用料金が

1,000円に満たない場合は、全額を助成します。

● 週1回を限度に、片道2枚(助成上限2,000円)まで使用できます。往復の場合も1回とします。

● 利用券を使用する際は、全額自費の場合のタクシー料金に対して助成するので、介護保険との併用はできません。

● 旭市福祉タクシー利用助成事業の利用券との併用はできません。

## 利用までの流れ

- ① 高齢者福祉課の窓口にて、旭市高齢者等外出支援サービス利用申請書と身体障害者手帳の写しを提出する。 ※身体障害者手帳の写しは、持っている

る人のみ。

② 利用決定の場合は、利用券とタクシー指定業者一覧が届きます。

③ タクシー指定業者一覧からタクシー事業者に電話し「高齢者等外出支援サービス事業タクシー利用券」を利用することを伝えた上で予約する。

④ タクシーに乗ったら、利用券と保険証など本人確認書類を運転手に渡す。

⑤ 利用券の助成額を超えたタクシー料金を運転手に支払う。  
※利用者の安全確保のため、家族などの同乗をお願いします。

申し込み・問い合わせ先  
高齢者福祉課高齢者班

☎62・5350

## 旭市地域生活支援拠点事業

# 「もしも」のときに備えて登録を

旭市地域生活支援拠点事業は、障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後を見据えて、障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援するものです。

家族の急な入院など、やむを得ない理由により、生活が続けられなくなるといった「もしも」のときに備えて、事前の利用者登録を検討してください。

### 事前登録対象者

市内在住で次のいずれかに該当し、家族の不在などの理由で、地域での生活ができなくなる恐れがある人や、緊急時の生活に不安を持っている人。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている
- 自立支援医療(精神通院医療)を利用している

○ 指定難病などの療養をしている

○ 療育が必要な児童・生徒

※すでに障害福祉サービスを利用している人は、登録があるものと見なします。

### 緊急のときには

「もしも」のことが起きたときには、コーディネーターが一時的な受け入れ場所の調整や支援などをします。

### 緊急支援の後は

障がいのある人が、個々の状況に合わせて、住み慣れた地域での生活に戻るために必要な支援などができる体制づくりをします。

### 申し込み・問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班(☎62-5351)

基幹相談支援センター海匠ネットワーク(☎60-2578)